# 2025年度予算 第1次省庁要請行動

# こども家庭庁要請行動

第1次要請行動 2024年7月1日

自治労参加者:菊池妙子 一般現業部会幹事、吉村秀則 事務局長

こども家庭庁参加者:成育局 保育政策課

(1)保育所調理員は、施設の老朽化や現代の調理業務に適していない設備の中で食事提供するとともに、様々な個々食を適切かつ迅速に対応している。また乳幼児期の子どもに必要な知育・徳育・体育の基礎となる職員間連携による「食育」の実践や、様々な感染症への対応など、その業務内容は複雑・高度化している。このような状況を踏まえ、給食調理員の明確な職員配置基準を設け、その改善を図ること。また、同様の理由から「保育体制強化事業」の保育に係る周辺業務に調理補助業務を加え、現場の体制強化をはかること。

#### ①くこども家庭庁>第1次要請 項目1回答の概要

調理員の配置基準については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の 第33条において、「保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならな い」とし調理員は必置としているが、その職員数に関しては、各施設の規模や食数 に応じ、自治体や園の判断の下で柔軟に配置されていると認識している。

調理員の配置費用については、公定価格の基本分単価において、必要となる調理 等の業務量を考慮し利用定員ごとに設定し、その人数分の費用を給付している。

また、保育所においてアレルギー対応など、個々の状況に合わせた食事の提供も重要と考えており、公定価格においては2015年より、栄養士が食事の献立やアレルギー等に関する継続的な指導を行う施設に対して、栄養管理加算として栄養士配置等に関する費用の支援を行っており、2020年からはその加算も拡充している。引き続き栄養士や調理員の支援拡充については、財源の確保とあわせて充実にむけて取り組んでいく。

こども家庭庁で実施している「保育体制強化事業」における保育支援者の配置については、保育士の負担軽減と、就業継続や離職防止をはかり、働きやすい職場環境を整備することが目的である。そのため保育支援者は、保育に関わる周辺業務を行うこととしている。例えば給食の配膳や後片付け、保育設備の消毒清掃は、保育士の負担軽減に繋がるため、活用しながら取り組んでいただきたい。

#### ②<自治労>第1次要請 項目1追加要請1

利用者数に応じて支給される調理員の公定価格の基本分単価を「30人以下で調理員1人、120人以上で3人」といったように、緩和を進めることはできないか。保育士配置基準が76年振りに見直しされたが調理師については見直されていない。保育

調理に関しても、75年前の調理実態とは全く異なっており、現場状況と配置基準が 見合っていない。医療的ケア児の受け入れでは、実態として最終的に公立保育所が 受け皿となることも多いため、そうした現状を踏まえて、配置基準の見直しについ て今後の検討をお願いしたい。

# ③<こども家庭庁>第1次要請 項目1追加要請1に対する回答

現時点において、検討は進んでいない。今後についても不透明であるが、そうした点に課題があることは認識している。ただ、限られた予算の中での対応のため、保育所における課題も多い中で優先順位の関係もあることから、包括的に見ながら今後、検討を行っていきたい。

(2) 「保育環境改善等事業」の対象事業に老朽化する公立保育所調理室の施設整備を可能とする項目を追加すること。

#### ①くこども家庭庁>第1次要請 項目2回答の概要

調理室の老朽化に対する整備費は、基本的には施設整備費で対応すべきものであるが、公立保育所の施設整備費については、地方六団体の提案で三位一体改革により2006年度に一般財源化されている。そのため、2006年度以降は地方交付税措置により支援しており、各自治体において地域ニーズに応じた保育の受け皿整備を進めて頂きたいと考えている。なお「保育環境改善等事業」においては、公立施設も対象としているため、規模が小さい整備については、必要に応じて適宜こちらを活用いただきたい。

#### ②<自治労>第1次要請 項目2追加要請1

一般財源化され一纏めになったことで調理室に対する施設整備に予算が回ってこない実態がある。どのように支給されているのか。また項目を分けて補助することはできないか。

# ③くこども家庭庁>第1次要請 項目2追加要請1に対する回答

総務省管轄であるため、実際にどのように、という詳細までは承知していないが、保育所の運営費であれば、私立保育所と同等の経費を見積もって、地方交付税の積み立ての一部になっている。その積み立てられたものが一括で交付されているが、その中での配分についてはこども家庭庁では把握していない。

「保育環境改善等事業」では、調理室に特化した事業ではないのが、決して除外しているというわけではなく、幅を持たせたものとして設けている。保育所の実情に応じて個々のニーズがさまざまであるため、項目を分けることで用途が限定され、活用ができる、活用ができない項目が発生する恐れがある。

#### ④<自治労>第1次要請 項目2追加要請2

保育関係予算の補助対象の考え方として、公設置民営保育所は、公設置公営保育所と同様の取り扱いとなるのか教えて頂きたい。

# ③くこども家庭庁>第1次要請 項目2追加要請2に対する回答

公定価格については、公設置民営保育所は公立として扱っているので、この給付対象に入らないが、小規模保育施設は公定価格で給付される。一般的な私立保育所、幼稚園、こども園については、公立部分について一般財源化されているため、運営費は自治体財源となる。各補助金については、補助金ごとの要件が定められているため、個別に参照していただきたい。

「保育環境改善等事業」の中で「保育環境向上等事業」という事業は公立も対象 となっており、保育環境の向上等を図るために、老朽化した備品の購入や設備更新 等にも活用できる。対象が幅広いため、調理室にも活用でき、遊具の買い替え、フ ローリング整備など、環境という観点であればさまざまに活用が可能である。

(3) 医療的ケアが必要な児童の受け入れに関しては、トロミ食やミキサー食等、個々の状況に応じた対応が求められることから、調理部門においても、受け入れに応じた予算措置を行うこと。

あわせて、近年では医療的ケア児の対象ではないものの、児童発達支援センターと保育所間で並行通園を行う事案が増え、障害児童への食事配慮も増加していることから、必要な予算措置を行うこと。

### ①くこども家庭庁>第1次要請 項目3回答の概要

保育所等における医療的ケア児の受け入れについては、一人ひとりの子どもの状態や支援ニーズ等を把握していただいて、適切な環境のもとで保育が行われることが重要であると考えている。このため、保育所等における医療的ケア児の受け入れ体制については、「医療的ケア児保育支援事業」において、医療的ケア児を受け入れるために掛かる必要な経費を基本分として、その一部を国が補助している。2022年度から自治体の負担割合について、医療的ケア児の受け入れ体制整備を計画的に行っている自治体に対しては、補助率を2分の1から3分の2にかさ上げしており、保育所等における医療的ケア児の受け入れ体制整備の財政支援を行っているところである。今回要望いただいているトロミ食やミキサー食等の個々の状況に応じた対応が求められる場合にも、本事業補助を活用しての対応が可能である。

# ②<自治労>第1次要請 項目3追加要請1

医療的ケア児の受け入れに関する人件費は補助対象となっているのか。

#### ③くこども家庭庁>第1次要請 項目3追加要請1に対する回答

補助対象となっており、トロミ食やミキサー食を作るにあたっての調理器具も補助対象である。医療的ケア保育支援事業を実施するために必要な報酬や、全般的な備品購入も補助対象である。

#### ④<自治労>第1次要請 項目3追加要請1に対する回答への要請

医療的ケア児の対象ではないものの、児童発達支援センターと保育所間での並行

通園を行うケースも増加しているが、本来、支援センターのような専門機関では、通常と全く異なる調理工程により、嚥下や咀嚼等が困難な児童への対応を行っている。そういった事情も踏まえ、保育所での受け入れ為に際しては、食事の進め方において専門機関と乖離が生じてはならないと考える。安全・安心な食事提供ができるよう、保育所調理員の専門的な研修実施や専用機材の購入をはかるため、医療的ケア児の対象でない場合でも、同様の予算措置について検討をしていただきたい。

(4) 物価高騰により現場では食材費が逼迫していることから、必要な予算措置を早急に求めるとともに、少子化対策を踏まえ、給食費無償化にむけ予算措置を講ずること。

#### ①くこども家庭庁>第1次要請 項目4回答の概要

公定価格の中で、毎年物価変動等を踏まえた見直しを行っており、来年度予算についても必要額を計上していく対応は変わりない。一方で、公立保育所については、地方交付税措置がされているため、各自治体で取り組んでいただく内容である。

給食費の無償化については、幼児教育・保育の無償化にあたり、3~5歳児の主食費、副食費については従来通り保護者負担となるが、副食費の免除対象については、これまでの生活保護世帯、ひとり親世帯から、年収360万円未満相当世帯へ拡充している。保育所等における給食費の無償化については、園が給食を提供しない場合の保護者負担の関係や、在宅子育てをする世帯とのバランス、追加的財源が必要となる等の課題がある。まずは、学校給食費の議論の動向を注視していくこととなる。

(5) 安全・安心な保育提供場の確保にむけ、用務員や事務員の要員配置を児童福祉施設最低基準33条の職員配置に加えるとともに、要員確保を可能とする予算措置を講ずること。

#### ①くこども家庭庁>第1次要請 項目5回答の概要

こども家庭庁としても、安全・安心な保育の提供確保は重要であると考えている。用務員、事務員は施設の実情に応じて配置されるものと認識しており、「児童福祉施設最低基準」の中に組み込むことは、現時点では検討していない。しかし、保育士の業務負担を軽減することで保育の質の確保に繋がると考えており、保育業務補助者の配置や、保育所内の清掃や消毒、園内活動時の見守り等の保育の周辺業務を行う保育支援者の配置、また、登園等管理システムを導入するといったICT化等、さまざまな対策を講じることで安全・安心な保育の一助になると考えている。

#### ②<自治労>第2次要請 項目5追加要請1

保育所を運営していく上で、用務員、事務員といった方々が配置されれば、保育

士は保育に特化できると考える。現状では配置されていない場合が多いため、用務、事務についても保育士や園長が対応するケースもある。保育士の負担軽減および子どもの安全・安心な保育、という観点から「配置が望ましい」という旨を示していただければ、そういった実態に気付けていない自治体にとっても有益であると考えるため、ぜひ検討をお願いしたい。

#### 【保育士の人材確保について】

#### <自治労>第1次要請 その他1

労働人口の減少により、あらゆる産業で人手不足が顕著である。保育士資格を有するも保育士として就業していない方(潜在保育士)も多く居ると聞き及んでいる。 民間が大手メディアで人材募集を行うのに対し、自治体で行える発信には限度があると考えるが、人材確保の観点から活用できる事業はないか。

### くこども家庭庁>第1次要請 その他1に対する回答の概要

国で「保育士・保育所支援センター設置運営事業」という事業を行っており、これにより潜在保育士の把握等の情報集積を行っている。これは都道府県、指定都市、中核市を実施主体として公費運営されており、全国72ヵ所にセンターが設置されており、保育士の人材確保の一助となっている。

# こども家庭庁長官 渡辺 由美子 様

全日本自治団体労働組合中央執行委員長 石 上 千 博

# 2025年度政府予算編成に関する要請書

日頃より、こどもに関する行政の推進にご尽力されている貴職に敬意を表しま す。

いま日本は人口減少や超高齢化に対応するための社会的な変革を迫られています。その困難に直面する一方、労働者にとっては経済状況や労働の価値に見合った十分な賃金が確保されておらず、日本の活力に大きな影を落としています。もはや、次世代を担う若者たちにとっては、明るい未来を展望することさえ難しい状況です。

こうした中、地域の子ども子育て支援では、すべての子どもたちが最善の利益を受けることができる総合的な支援のあり方を追求していかなければなりません。そのためにも、調理員を含む保育スタッフには保育所内だけではなく、地域活動団体やNPO等の広範な人々との連携による、地域すべての乳幼児の「食育」や「食支援」の取り組みが求められます。

つきましては、2025年度の政府予算編成にむけて、以下の通り要請します。

記

- (1)保育所調理員は、施設の老朽化や現代の調理業務に適していない設備の中で食事提供するとともに、様々な個々食を適切かつ迅速に対応している。また乳幼児期の子どもに必要な知育・徳育・体育の基礎となる職員間連携による「食育」の実践や、様々な感染症への対応など、その業務内容は複雑・高度化している。このような状況を踏まえ、給食調理員の明確な職員配置基準を設け、その改善を図ること。また、同様の理由から「保育体制強化事業」の保育に係る周辺業務に調理補助業務を加え、現場の体制強化をはかること。
- (2)「保育環境改善等事業」の対象事業に老朽化する公立保育所調理室の施設整備を可能とする項目を追加すること。

(3) 医療的ケアが必要な児童の受け入れに関しては、トロミ食やミキサー食等、個々の状況に応じた対応が求められることから、調理部門においても、受け入れに応じた予算措置を行うこと。

あわせて、近年では医療的ケア児の対象ではないものの、児童発達支援センターと保育所間で並行通園を行う事案が増え、障害児童への食事配慮も増加していることから、必要な予算措置を行うこと。

- (4) 物価高騰により現場では食材費が逼迫していることから、必要な予算措置を早急に求めるとともに、少子化対策を踏まえ、給食費無償化にむけ予算措置を講ずること。
- (5) 安全・安心な保育提供場の確保にむけ、用務員や事務員の要員配置を児童福祉施設最低基準33条の職員配置に加えるとともに、要員確保を可能とする予算措置を講ずること。

以上